

# 【参考資料】社会保険等未加入対策の全体像

国土交通省 (H25.10時点)

## 現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在  
〔企業別〕3保険ともに加入している割合 87%  
〔労働者別〕元請 79%、1次 55%、2次 46%、3次下請以下 48%  
<H24. 10公共工事労務費調査>

## 課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。  
○適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

## 推進協議会の設置

- 行政による **<H24. 7～>**
- 経営事項審査における減点幅の拡大

## 保険加入促進計画の策定

- 行政による **<H24. 11～>**
- 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導

## ダンピング対策

- 行政による **<H24. 11～>**
- 許可時に経審時に加入状況を確認・指導
- 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況や監督処分の対象に指導致する未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

## 下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

## <H24. 11～>

## 法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

## <公共(直轄)発注者>

- ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。
- ②発注者にに対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

## <元請企業>

- ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。
- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が認めない出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等

## 総合的対策の推進

## (法定福利費確保のイメージ)



## 目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

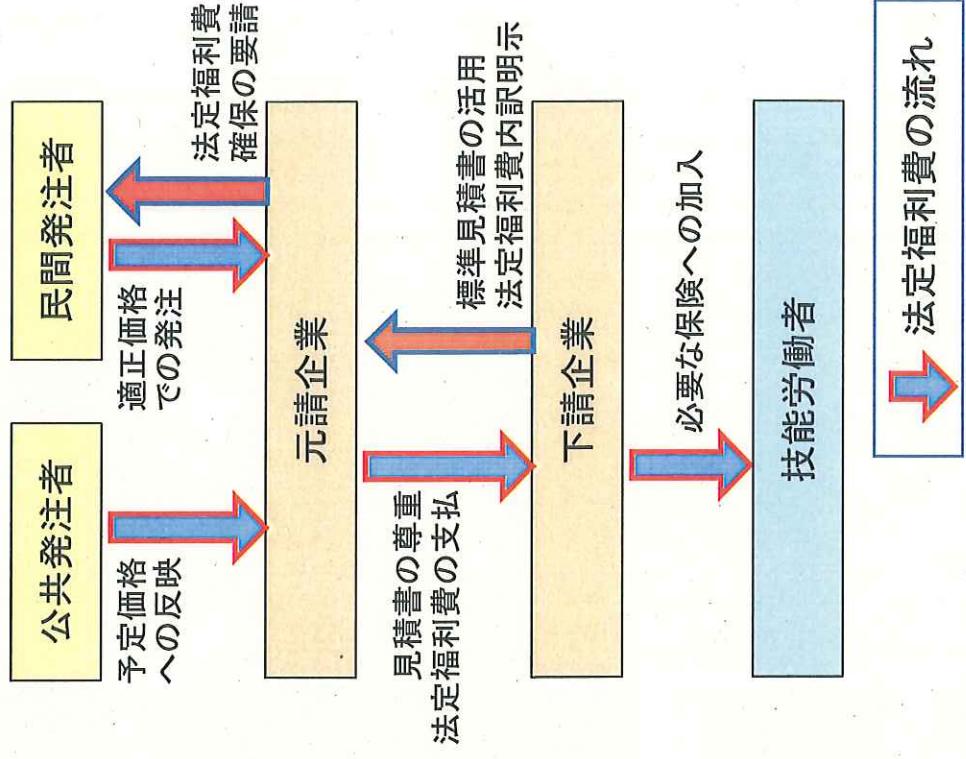
# 標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業からの提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

## 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たつて従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

## イメージ



## 2. 関係者の取組

### 【発注者】

- 直轄工事においては、土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

### 【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。

# 標準見積書の一斉活用に関する経緯・スケジュール

平成25年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼) ・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
10月31日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月1日	・第5回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応（標準見積書のプラッシュアップ、周知PRの展開、9月頃からの一斉開始等）について申し合わせ ・太田国交大臣から建設業4団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について要請
平成25年4月18日	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
7月	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
8月中旬～9月下旬	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてプラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ)
9月26日	・標準見積書の一斉活用開始
推進協議会以降	
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月中旬目途	・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、隨時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

# 第3回 社会保険未加入対策推進協議会ににおける申し合わせ

## 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨  
・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。

・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これまで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものではなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

### 三. 加入促進計画の着実な実行

(略)

平成25年9月26日  
社会保険未加入対策推進協議会  
4

# (サンプル)標準見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××  
○○ 株式会社

見積金額 L (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事 材料費				A
労務費(法定福利費を除く)				B
経費				C
小計				D=A+B+C

## 法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	1.050% p	E=B×p
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F=B×q
介護保険料(※2)	B	0.405% r	G=B×r
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H=B×s
合計	B	15.150% t	I=B×t

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定

小計	J=D+I
消費税等	K=J×5%
合計	L=J+K

## 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔算出手順例〕

1. 労務費総額(B)を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。

2. 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例では協会けんぽ東京支部の事例。

\*介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする

介護保険料率の算式 =  $1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\% (r)$

3. 各保険の概算保険料を算出し、内訳明示する概算保険料総額を算出(I = E + F + G + H または B × t)

4. 小計額(J)を算出。

5. 消費税(K)を算出。

6. 合計(L)を算出し、見積金額として計上。